

議第92号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成24年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		988,317,690円
事 故 の 概 要	種 別	水道の配水管の破損によるガス管等の破損事故
	発 生 年 月 日	平成23年 6月20日
	被 害 者	大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号 大阪瓦斯株式会社
	損 害 の 程 度	ガス管及びガスの需要者が所有する機器の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。